

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 3 1 年 3 月 2 2 日 ( 金 曜 日 )		開 議	午 後 1 時 5 0 分
			閉 議	午 後 2 時 2 2 分
出 席 委 員	◎木曾 ○菱田 三上 富谷 赤坂 福井 西口 <齊藤議長><藤本副議長>			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	片岡事務局長、山内次長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事			
傍 聴	可	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 2 名 ( 山 本 、 小 松 )

## 会 議 の 概 要

1 3 : 5 0

[木曾委員長 開議]

### 1 追加議案について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

追加議案については、このとおりである。

### 2 3月25日の日程等について

- (1) 会議順序
- (2) 議事日程
- (3) 特別委員会正副委員長
- (4) 人事議案
- (5) 議第1号議案
- (6) 意見書案

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

(1) 会議順序については、このとおりとするがよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

(2) 議事日程については、このとおりとするがよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

(3) 特別委員会正副委員長については、議長からこのとおり報告いただく。

<木曾委員長>

(4) 人事議案については、このとおりであるので確認いただきたい。

<木曾委員長>

(5) 議第1号議案については、先例のとおり議会運営委員長が発議者となることでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

(6)意見書案について、まず「海洋プラスチック問題への積極的な姿勢を求める意見書(案)」は、環境厚生常任委員会から全会一致で提出されたものである。先例・申合せでは、委員会発議による意見書案は、委員会で全会一致の場合は委員長名で発議するのが例とされているが、環境厚生常任委員会の意向を尊重し、各会派の幹事長を発議者とするこゝでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

次に「本年10月からの消費税10%への引き上げの中止を求める意見書(案)」の発議者についてはどうか。

<西口委員>

新清流会としては発議者にはならない。

<木曾委員長>

緑風会としては発議者にはならない。

<富谷委員>

公明党議員団としては発議者にはならない。

<木曾委員長>

それでは、共産党議員団の中から発議者を出してもらうことになる。

<事務局長>

発議者は2人以上必要である。

<三上委員>

共産党議員団の4人が発議者となる。

<木曾委員長>

それでは、共産党議員団の4人が発議者となるので確認いただきたい。

(7)閉会中の継続審査申出

(8)議員の派遣

(9)討論通告期限

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

(7)閉会中の継続審査申出、(8)議員の派遣、(9)討論通告については、このとおりのとなるので確認いただきたい。

### 3 発言の取消しの申出について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

発言の取消しの申出については、このとおり確認いただきたい。

### 4 議会運営委員会委員の変更について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

先ほどの幹事会でも説明があったとおり、公明党議員団の議会運営委員会の委員については、4月1日付けで富谷委員から山本委員に変更となる。これについて了承いただけるか。

—全員了—

## 5 6月議会日程について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

6月議会の名称は、亀岡市議会定例会6月議会であるのか。

<事務局長>

5月に元号が変わる。定例会の名称としては、最初に新たな元号を付けることになる。

## 6 平成31年度わがまちトークの開催方針について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

わがまちトークについては、このとおりに進めることとするがよいか。

—全員了—

## 7 議会運営委員会視察日程等について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

資料については、事前に事務局から配付いただきたい。

## 8 その他

○議会活性化について

<木曾委員長>

今年初めて予算特別委員会を分科会方式で実施したことも含め、議会運営委員会で議会活性化を検討することとしたいと考えているが、そのとおりに進めていくことでよいか。

—全員了—

○介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について（報告）

[事務局次長 説明]

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に関する専決処分について、担当課から報告があった。介護保険料は、政令により条例で定めた料率で保険料額を課すこととなっている。政令の公布は年度末になり、介護保険料については賦課期日が年度当初の4月1日になるため、本市の介護保険条例を、地方自治法第179条に基づく専決処分を行う旨の報告があったものである。

<木曾委員長>

法律が改正されることに伴うものであるので、確認いただきたい。

<西口委員>

議会運営委員会の視察に関する資料については、できるだけ早く作成し委員に配付いただきたい。

<事務局長>

できるだけ早くお渡しできるように努める。

<木曾委員長>

メール等で各委員に連絡いただきたい。

<事務局長>

メールでお知らせすることとする。

14:22